

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

① 脱着装置付コンテナ専用車

木くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く）

② キャブオーバー

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

水銀使用製品産業廃棄物

③ タンク車

汚泥

- ・車検証の備考欄に「土砂等以外のものとする」と記載されている車両で「がれき類」、「鉋さい」等を運搬することはできません。
- ・塵芥車（パッカー車）で「がれき類」、「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を運搬することはできません。
- ・『感染性産業廃棄物』は、専用密閉容器と保冷車や密閉車両が必要となります。

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

- ・「役員」の欄には、申請書第2面に記載した役員の人数を記載してください（監査役も役員です）。
- ・「使用人」の欄には、申請書第3面に記載した使用人の人数を記載してください。
- ・職務を兼務している場合は、主たる職務を記入してください。役員や使用人、その他の職種を同一の方が兼ねている場合は、（ ）書きで、その人数を外書きで記載してください。
- ・[別紙5]従業員名簿の人数と同じにしてください。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	3人	1人 (1人)	1人	0人	9人